

平成18年度

# 児童手当事業年報

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

## 凡 例

- 1 この年報は、平成18年度における児童手当、特例給付及び小学校修了前特例給付の事業の実施状況を収録したものです。
- 2 この年報は、各都道府県、各省各庁から提出された児童手当・特例給付支給状況報告及び小学校修了前特例給付支給状況報告等に基づき作成したものである。
- 3 この年報において支給額とは、平成18年度中に市町村及び公務員の所属庁において支払われた児童手当、特例給付及び小学校修了前特例給付の支給総額の実績である。
- 4 この年報の表中、次の用語の意味は、それぞれに掲げるとおりである。
  - (1) 「児童手当」 児童手当法第4条第1項に規定する給付
  - (2) 「特例給付」 児童手当法附則第6条第1項に規定する給付
  - (3) 「小学校修了前特例給付」 児童手当法附則第7条第1項及び附則第8条第1項に規定する給付
  - (4) 「被用者」 児童手当法第18条第1項に規定する被用者
  - (5) 「非被用者」 児童手当法第18条第2項に規定する被用者等でないもの(被用者又は公務員でない者)
  - (6) 「公務員」 児童手当法第17条第1項に規定する公務員
  - (7) 「支給要件児童数」 児童手当法第4条第1項第1号に規定する児童を含む養育しているすべての児童(児童手当法附則第6条第1項、附則第7条第1項及び附則第8条第1項の規定により該当する場合を含む。)
  - (8) 「支給対象児童数」 児童手当法第6条第1項(児童手当法附則第6条第2項、附則第7条第4項及び附則第8条第4項において準用する場合を含む。)に規定する児童手当、特例給付及び小学校修了前特例給付の額の算定の基礎となる児童の数
- 5 地方公務員のうち、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条又は第2条に規定する職員は、「都道府県分」に含み(児童手当法第17条第1項の表の第2号の下欄参照)、また、一部事務組合の職員は、当該一部事務組合が都道府県のみによって構成されるものについては「都道府県分」に、その他のものについては「市町村分」に含むものである。

- 6 表中、「被用者と非被用者の区分の変更による増減数」の欄は、児童手当現況届の処理に伴う被用者と非被用者の区分の変更の状況を表すものであるが、同欄の増減数は、被用者から非被用者となったものの数と非被用者から被用者となった者の数とを差し引き、結果として、それぞれの区分において増加し、又は減少した受給者数である。